

# 障がい者が自立して暮らすことのできる地域づくり

(内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

障害者総合支援法に基づく障がい福祉制度については、希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会が実現されるよう、当事者や地域の意見を十分に反映した制度とするとともに、引き続き、地域生活や就労への支援体制などの仕組みづくりを進めていくことが必要である。

## (1) 当事者や地域の意見を十分に反映した障がい福祉施策の実施

(厚生労働省)

## (2) 地域生活の支援強化 (厚生労働省)

- ・ グループホームなど住まいの場及び日中活動の場の確保のための基盤整備
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用した耐震化整備等の財政措置
- ・ 相談支援体制の確保のための市町村等に対する財政措置
- ・ 地域活動支援センターを運営する市町村に対する財政措置
- ・ 地域生活支援拠点等に対する財政措置
- ・ 成年後見制度の安定的な実施のための財政措置
- ・ 地域生活支援事業等の安定的な実施のための財政措置
- ・ 訪問系の障害福祉サービスの見直し
- ・ 強度行動障がい支援者養成研修等の見直し
- ・ 障害者ピアサポート研修の実施方法等の見直し
- ・ サービス管理責任者等研修の経過措置期間の延長

## 【提案・要望の内容】

- ① 障がいのある方々が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、制度運営については、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるようにすることとし、サービスの利用者はもとより、支援者や市町村、事業者にとっても分かりやすいものとする。地域間格差を生じることなく障がいのある方々に必要とする各種サービスが提供できるよう、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にするとともに、地方公共団体に対して新たな負担を求めないよう、国において必要な財源を確実に確保すること。
- ② グループホームの整備をはじめ、公営住宅を含めた住宅確保策を強化するなど、地域で生活する障がい者の住まいの場及び日中活動事業所等の確保に向けた対策を講じること。

国では、昨今頻発する大規模災害に備えるため、令和3年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を講じることとされていることから、耐震化整備や既存施設の老朽化に伴う改築及び大規模修繕等に対し、責任を持って安定的かつ十分な財政措置を講じること。

地域で暮らす障がい者を支援するため、市町村における相談支援体制の整備や更なる充実・強化が求められているが、地方の財政基盤の状況によつて相談体制に格差が生じていることから、国の責任において、地方に超過負担が生じないよう、十分な財政措置を図ること。  
また、令和3年4月の報酬改定において、基本報酬の引き上げや計画相談支援における初回加算の拡充など一定の改善は図られたものの、手厚い人員配置や高い質が求められるなど、新たな負担も生じていることから、引き続き、実態を踏まえた報酬水準の改善等、適切な措置を講じること。

地域活動支援センターの運営について、地方の超過負担が生じないよう、積雪寒冷・広域分散といった本道の地域特性等を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

地域生活支援拠点等の整備について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備するための具体的な方策を示すとともに、令和6年4月から努力義務となる拠点等の整備を着実に進められよう、居住の場の確保や緊急時の受け入れ、相談支援体制など、拠点等の整備に必要な施設整備や人材の確保・育成について、十分な財政措置を講じること。

障がい者や認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていくため必要な成年後見制度の見直しや運用改善に当たっては、当事者のニーズや課題を踏まえたものとするとともに、安定的な実施が図られるよう、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において地方公共団体に新たに求められた役割を果たすため、人件費など必要な財政措置を講じること。

地域生活支援事業について、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業実施が可能となるよう、国の責任において、地方に超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。  
また、地域生活支援促進事業について、これまでの事業実績や、実施主体となる自治体の実施ニーズ等を把握するなどして、真に求められている事業メニューとなるよう配慮するとともに、国の責任において、地方に超過負担が生じないよう必要かつ十分な予算を確保すること。

訪問系の障害福祉サービスに係る支出額が国庫負担基準を超過する市町村への財政支援については、補助事業等による支援ではなく、国庫負担基準を撤廃し、もしくは、実態を踏まえた大幅な引き上げを図ることにより、市町村の支給決定に即した国庫負担とすること。

強度行動障がい支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修について、研修受講により得た知識・技術を現場での実践に活かせるよう、研修受講に当たっては、行動障がいのある方への支援について一定年以上の実務経験の有するなどの受講要件を定めるとともに現任研修の導入について検討すること。

障害者ピアサポート研修について、都道府県が指定することで既存の各障がい福祉団体が実施しているピアサポートに関する研修を都道府県が実施する専門研修とすることができる制度とすること。また、障害福祉サービス事業者が、継続的に加算できるよう、各都道府県等において研修実施体制が整うまでの間、経過措置の延長など必要な措置を講じること。

平成30年度末までに旧サービス管理責任者等研修を修了した者に適用される、令和5年度までに更新研修を修了する経過措置について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和2年度以降研修が十分に実施できていないことを勘案し、経過措置期間を延長すること。

## 【提案・要望事項】

- (1) 障害者就業・生活支援センターの未設置圏域への支援（厚生労働省）
  - ・ 障害者就業・生活支援センターの設置基準等の弾力化
  - ・ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の大都市特例の適用
- (2) 就労支援の促進（厚生労働省）
  - ・ 関係機関による一体的な支援体制づくりに向けての労働施策の充実・強化
  - ・ 重度障害者の就業支援
  - ・ 就労移行支援事業所における運営の安定化
  - ・ 就労継続支援事業所等における工賃水準の向上と経営の健全化に向けた支援
  - ・ 就労継続支援事業所等の報酬算定における送迎加算対象の弾力化
- (3) 障害者差別解消法の施行に伴う体制の確保（内閣府・厚生労働省）
- (4) 手話言語法の制定
- (5) 緊急災害時における視聴覚障がい者への情報保障の充実（総務省）
- (6) 身体障害者補助犬の育成・普及の促進及び支援措置の充実（厚生労働省）

## 【提案・要望の内容】

- ① 障害者就業・生活支援センターの未設置圏域が解消されるまでの間、本道の地域特性や財政状況に配慮し、未設置圏域に対する就労支援体制の強化を図るため、支援に要する移動時間などの地理的要因を加味した国費負担による生活支援担当者の配置や就業支援担当者の加配、地域の実情に応じた小規模センターの設置など、センターの設置基準の見直しや実施形態の弾力化を図ること。

また、都道府県と同等の財政力と行政能力を有する政令指定都市においても障害者就業・生活支援センターを設置できるよう、当該センター事業（生活支援等事業）については、大都市特例を適用すること。

- ② 障がい者の就労支援を促進するため、ハローワークを中心としたチーム支援やジョブコーチの派遣などの労働施策の充実・強化を図り、就職の準備段階から職場定着まで、地域の関係機関が役割を分担し、一体的な支援が行われる体制づくりを進めること。

重度障がい者が通勤や就労中に必要な支援が受けられるよう、令和3年度に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が実施されることとなったが、依然自治体に負担が生じるものとなっていることから、就労中の介護など重度障がい者等の就労環境の整備については、国の責任において取り組むとともに、必要な財政措置を講じること。

就労移行支援事業所において、利用者の就職後6月以上の定着と見なされるまでの間の事業所の支援についても報酬の対象とするなど、一般就労を希望する全ての障がいのある方の質の高いサービスを提供できるよう、国の責任において、当事者や事業者のニーズや実態を踏まえた支援のあり方や報酬体系となるよう検討すること。

また、就労継続支援事業所における工賃水準の引き上げを図るため、国の責任において、引き続き農福連携の推進など必要な支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所が健全な事業運営を図ることができるよう重度の障がい者の雇用状況や、利用者の居宅での支援の提供状況など実態を把握し、状況に応じた柔軟な報酬算定となるよう検討すること。

燃料費がかさむなどの送迎環境が整わないことに起因して、農福連携を含まない施設外就労を実施できない事業所が、施設外就労に取組むことができないよう、事業所と居宅との間の送迎を原則とする送迎加算の対象を、事業所から施設外就労先への送迎も対象とするなど、広大な面積を有する本道の地域特性や施設外就労の実態を踏まえた報酬制度となるよう検討すること。

- ③ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく取組の推進に当たっては、市町村及び都道府県が設置する障害者差別解消支援地域協議会が大変重要な組織であることから、この運営等に必要な経費について、十分な財源措置を講じること。  
また、法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実にすること。
- ④ ろう者の一層の自立と社会参加のため、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語法を制定すること。
- ⑤ 大規模災害緊急時放送については、ローカル局も含め、全てに字幕や解説等を付与することが可能となるように取り組むこと。
- ⑥ 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、介助犬及び聴導犬の育成や普及の一層の促進を図るため、地方の財政負担の軽減や訓練士などの人材育成ができる体制の整備など、制度の充実を図るとともに、医療費などの補助犬の維持に係る経費については、国の責任において、十分な財政措置を講じること。

## 【提案・要望事項】

- (1) 障がい特性が十分に反映された障害支援区分の認定・支給決定の見直し (厚生労働省)
- (2) 障害福祉サービス等の利用者負担の見直し (厚生労働省)
- (3) 障がい児等に係る見直し (内閣府・厚生労働省)
  - ・ 障がい児施設等の見直し
  - ・ 障がい児福祉サービスの利用者負担の見直し
- (4) 障がい児を持つ親等への支援施策の充実 (内閣府・厚生労働省)
- (5) 医療的ケアを要する重症心身障がい児・者への支援の充実 (内閣府・厚生労働省)
  - ・ 居宅療養のために必要な医療機器等や居宅以外で提供される医療的ケアに対する医療保険制度の見直し
  - ・ 重症心身障がい児・者の社会参加とその家族へのレスパイトサービスの促進
  - ・ 動ける医療的ケア児に対する見守りスコアの見直し
- (6) 看護職員等の人件費確保のための報酬単価の見直し (内閣府・厚生労働省)
- (7) 障害者自立支援給付費支払等システムへの支援 (厚生労働省)
- (8) 心身障害者扶養共済制度に係る特別調整費の見直し (厚生労働省)

## 【提案・要望の内容】

- ① 障害支援区分については、制度の運用における実態・課題を把握するための調査研究が行われているが、判定結果に地域差が見られることから、障害支援区分の施行状況について十分な検証を行い、障がい者や市町村などの意見を踏まえた明確な判断基準の確立を図ること。
- ② 障害児福祉サービス及び障害福祉サービスにおける利用負担については、障がい児・者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図るとともに、真に利用しやすいサービスとすること。  
また、65歳に至るまで長く障害福祉サービスを受けていた障がい者が、65歳になり介護保険制度の適用を受ける場合の障害者の利用負担額については、平成30年度の制度改正により、一定の要件を満たす場合に軽減（償還）される仕組みが導入されたところであるが、この要件を満たさない場合は、介護保険への移行に伴い利用者負担が重くなることから、要件の見直し等により軽減制度を拡充すること。また、制度の拡充に当たっては、地方公共団体の負担増とならないよう、国において適切な財源措置を講ずること。
- ③ 放課後等デイサービスや児童発達支援事業等におけるサービスの向上のため、利用者に対する支援の充実に向けた人員配置や報酬単価について引き続き検討し、必要な改善を図ること。  
特に、重症心身障がい児・者を対象とする事業等については、処遇の困難性に配慮し、報酬単価とともに診療報酬を引き上げるなど、更なる増額の見直しを図ること。

また、障がい児福祉サービスに対する利用者負担については、負担軽減措置の効果等を十分検証の上、適切な仕組みとすること。

- ④ 障がい児福祉サービスに対する利用者負担については、若い世代の子育て支援のために、より一層の配慮を行うこと。また、障がい児入所施設の利用契約においては、地域で子どもを療育する場合と同程度の費用負担を求められることから、特別児童扶養手当又は当該手当に相当するものを支給すること。

さらに特別児童扶養手当について、現在、国の障害認定基準は、障がいの状態を一部例示し、日常生活状況等を総合的に判断した上で認定することとされているが、障がい児の症状は多種多様であることから、国において、一貫性のある客観的な判定を行うための具体的な認定基準を作成すること。

- ⑤ 重症心身障がい児・者の地域生活を支援するため、居宅療養に必要な医療機器等や居宅以外で提供される医療的ケアについても医療保険の対象とするなど、診療報酬制度を見直し、必要な医療の確保を図るとともに、国の責任において、入院時の付添いが第三者でも可能となるような医療制度の改正を行うこと。また、経済的負担の軽減を図るため、医療費無料化の公費負担制度を創設すること。

短期入所事業について、医療的ケアが必要な障がい児・者の家族に対するレスパイトサービス等の受け皿の整備や更なる報酬単価の改善などの措置を講じること。

動ける医療的ケア児については、経管抜去防止などのために、手厚い職員配置が必要となることから、現行の見守りスコアを見直すこと。

- ⑥ 医療的ケア児などの重症心身障がい児を受け入れる事業所においては、看護職員などの専門的職員を手厚く配置する必要があるが、利用者は体調不良等により計画的な利用が難しいことから、事業所は安定的な運営に支障を来し、看護職員等の確保が非常に困難となっている。このため、欠席時対応加算の算定回数の上限を撤廃し報酬単価を見直すとともに、重症心身障がい児が地域で安心してサービスを利用できるよう、看護職員配置加算において設定されている、障がい児の状態に関するスコアや人数制限を更に緩和し、看護職員の確保が推進される報酬体系とすること。

- ⑦ 障害者自立支援給付費支払等システムは障害福祉サービス等の報酬の円滑な支払いのために各都道府県及び市町村が導入しているが、法改正や報酬改定に伴うシステム改修により地方負担が生じていることから、制度の基盤の安定化及び適正な運営のため、地方の所要額を把握の上、国の責任において必要な財政措置を講じること。

- ⑧ 心身障害者扶養共済制度に係る年金給付保険金は、加入者の保険料により賄われているが、その不足分は国、道府県及び政令指定都市が1/2ずつを特別調整費として負担しているところであり、地方財政を圧迫している。

国が、心身障害者扶養保険約款、条例準則の提示等を通じて制度全体を設計したものであり、地方の負担分を軽減できるよう国において財源を確保すること。

## 【提案・要望事項】

- |  |
|--|
| <p>(1) 利用者負担軽減策及び所得の確保 (厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立支援医療等における自己負担の軽減</li><li>・ 障害基礎年金の引上げ等による所得の確保</li></ul> <p>(2) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療の見直し (厚生労働省)</p> <p>(3) 重度障がい者医療費助成事業の公費負担制度の創設 (厚生労働省)</p> |
|--|

## 【提案・要望の内容】

- ① 障がい者の自立生活に支障を来さないよう、自立支援医療等に関する利用者負担については、高額障害福祉サービス費の支給に際しての利用者負担の世帯合算の対象とし、世帯単位での負担増とならないよう配慮すること。

障がい者の地域生活移行の実効性を高めるためには、地域生活に対する経済的支援の充実を図る必要があることから、障害基礎年金の増額や住居手当の創設、年金受給前の対策など所得保障制度を充実すること。

- ② 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関し、地域の実態を十分に踏まえ、重度かつ継続して医療を要する者の範囲を見直すとともに、経過的特例として実施されている自己負担上限額の軽減措置については、長期的かつ安定的な制度として恒久化すること。

また、生活保護世帯の腎臓機能障害の医療費が、医療扶助から更生医療へ移行することに伴う都道府県・市町村の負担の増加について、必要な財政措置を講じること。

- ③ 重度心身障がい者に対する医療費助成事業は、健康の増進と経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与しており、医療に関わるセーフティーネットとして必要不可欠なものであることから、全国全ての地方公共団体で実施しており、事実上のナショナルミニマムといえる。

については、障がい者の自立と社会参加の促進の観点からも、国において精神障がい者も含めた制度を設計すること。

## 【提案・要望事項】

- (1) マイナンバーカード制度の活用を踏まえた障害者手帳のカード化に対する財政措置等について（厚生労働省）
- (2) 身体障害手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入助成制度の創設（厚生労働省）
- (3) 腎臓機能障がい者に係る通院交通費助成制度の創設（厚生労働省）
- (4) 運賃等割引制度の適用範囲の拡大（厚生労働省、国土交通省）
- (5) 障がい者のNHK受信料免除制度の見直し（厚生労働省）

## 【提案・要望の内容】

- ① 身体・知的・精神の3つの障害者手帳では、法的根拠、各種減免・割引の適用範囲、割引を証明する方法などについて相違があることから、カード化の実施はもとより、3手帳制度全般の整合性が図られるよう検討するとともに、カード化の実施や導入時期などについて地方自治体や関係団体と必要な議論を行うこと。  
また、国が責任を持って、地方自治体に今以上の過度な財政負担を発生させないように、カード化のための各システム改修等に要する費用、ランニングコストに対し、十分かつ恒久的な財源措置を行うとともに、障害者手帳の形状変更に伴う様々なサービスや本人確認などに無用な混乱が生じないように、周知に万全を期すこと。  
さらには、障害者手帳については、令和2年12月25日付けで閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、今後の方向性が示されており、このことについて、国として、「デジタル・ガバメント実行計画」等を踏まえた統一かつ具体的な対応方針を示されたい。
- ② 児童の聴覚障がいは、言語・コミュニケーション能力等の発達及び教育の場における学習の困難さにつながるため、医師が必要と認めた軽度・中等度難聴児に対する補聴器等の購入について、法に基づく全国統一の助成制度を創設すること。
- ③ 長期にわたり人工透析療法が必要な腎臓機能障がい者に対し、通院に伴う交通費の負担を緩和するため、国において補助制度を創設すること。
- ④ 障がい者に対するJR旅客運賃の割引について、距離制限を撤廃するとともに特急料金についても割引対象とすることなど、国が主体となって、関係機関に働きかけること。  
また、精神障がい者の社会参加を促進するため、身体障がい者、知的障がい者を対象に実施している公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も対象とするよう関係機関に働きかけること。
- ⑤ 障がい者のNHK受信料免除制度について、障がい者及び自治体の負担が軽減されるよう、手続きの簡素化など制度の見直しを図ること。

## 【提案・要望事項】

- |                                  |
|----------------------------------|
| (1) 自殺対策の充実 (厚生労働省)              |
| (2) 総合病院における精神科の確保 (厚生労働省)       |
| (3) 精神保健福祉法の見直し等に伴う体制の確保 (厚生労働省) |
| (4) 性同一性障害の診療体制の充実 (厚生労働省)       |

## 【提案・要望の内容】

- ① 本道においては、年間900人以上の方が自殺しているという大変深刻な状況にあり、自殺対策は社会全体の大きな課題となっているため、地域の実情に応じた総合的な取組が必要であり、引き続き、地域自殺対策強化交付金を継続するなど、恒久的かつ十分な財政措置を講じること。  
また、地域自殺対策強化交付金（ハイリスク地対策事業）において、平成31年度から障壁等の整備は交付対象から除外されたが、自殺対策にはソフト事業とともに障壁等のハード整備による予防対策が必要であるため、同交付金において、障壁等のハードの整備も交付対象とすること。
- ② 総合病院における精神科の確保を図るため、入院基本料の充実等、診療報酬による評価を含め、経営安定化のための取組を行うこと。
- ③ 入院者訪問支援事業等の精神保健福祉法の改正に伴う取組や、令和6年度から全国的な実施が予定されている心のサポーター養成事業等の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について、十分な財政措置を講ずること。
- ④ 性同一性障害の治療に用いられるホルモン療法について、保険外併用療法とすることや医療保険の適用に向けて研究を推進すること。また、精神科も含め、性同一性障害の診療を実施できる医療機関や医師の確保のための取組を推進すること。